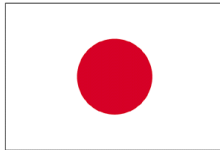


# EPA活用マニュアル



・・・日本ペルーEPA版・・・



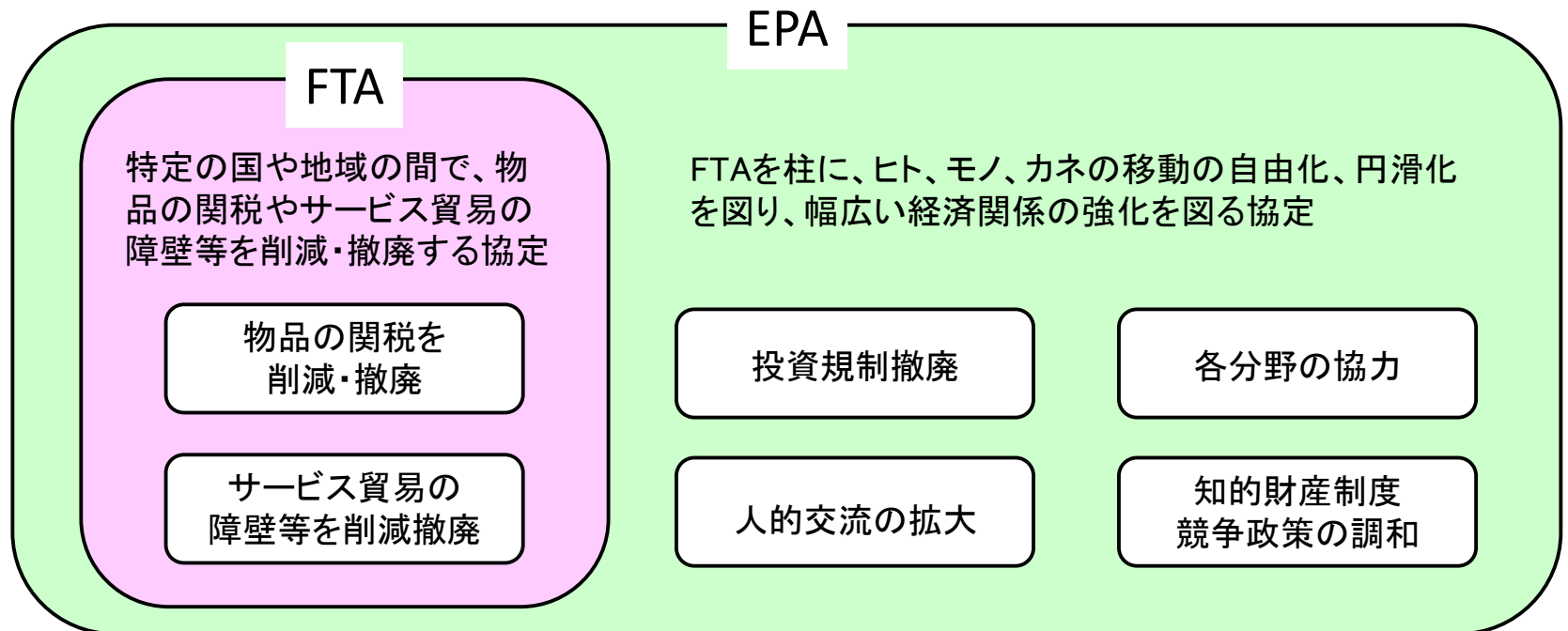
第1部	特恵税率適用までの流れ	02～08頁
第2部	関税率表の見方	09～16頁
第3部	譲許表の見方	17～25頁
第4部	原産地規則とは何か	26～29頁
第5部	第1、2種原産地証明書	30～41頁
第6部	積送基準、GSPなど	42～46頁

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本ペルー—経済連携協定は  
2012年3月1日発効！

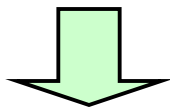
経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement  
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



## 日ペルーEPAの発効により...

- ★ 日本からペルーに輸出する物品、およびペルーから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
  - 即時撤廃になるもの
  - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
  - 割当量以内で減税あるいは無税
  - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
  - 除外するもの...関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日ペルーEPA特恵税率
  - ...日ペルーEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ ペルーに輸出(またはペルーから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

## EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

### 1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からペルーに輸出・・・ペルー側EPA特恵関税率表を確認  
ペルーから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認  
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

### 2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

- 2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること
- 2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

### 3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

米州機構 Foreign Trade Information System [http://www.sice.oas.org/agreements\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp)

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では 以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

### 4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

米州機構 Foreign Trade Information System [http://www.sice.oas.org/agreements\\_e.asp](http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp)

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

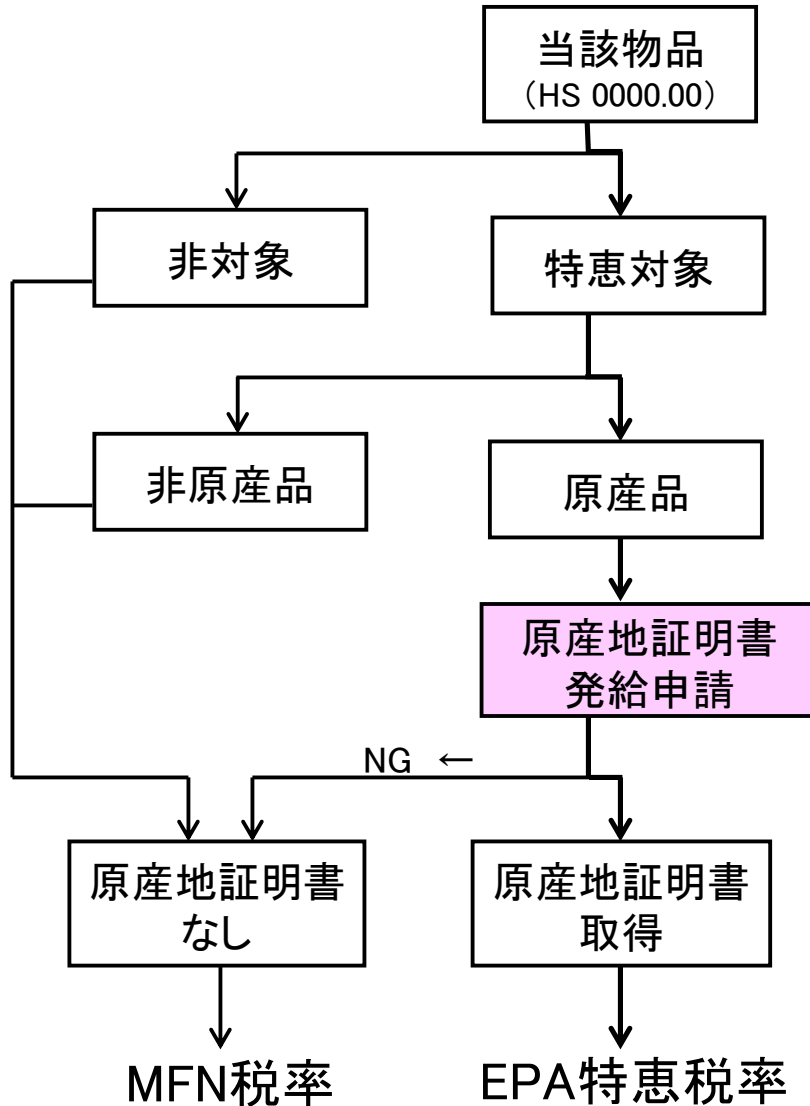
### 4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

### 5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

## 日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

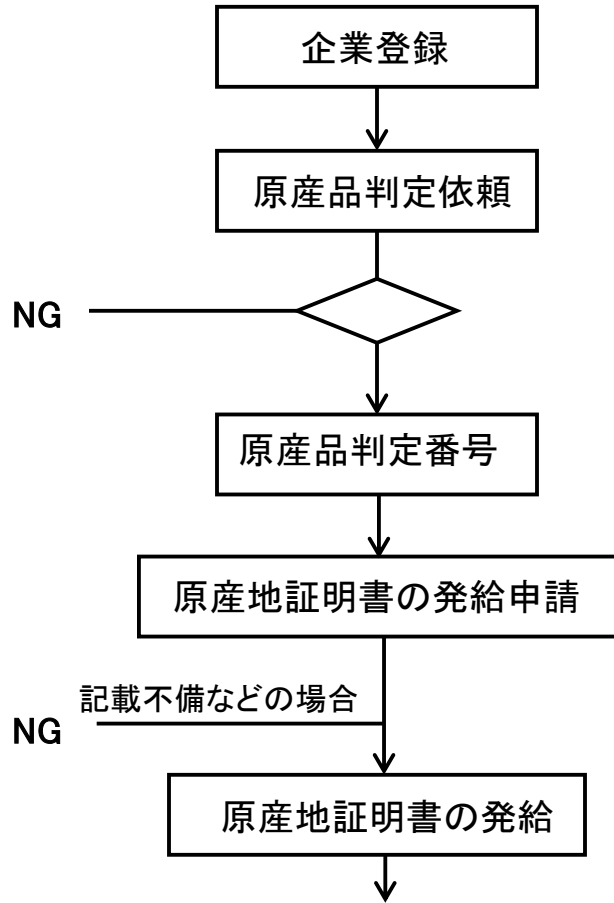
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	ペルー側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	ペルーで

## 原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。  
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。  
登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。  
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付  
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>



## 関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
  - HSコードとは・・・全ての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
  - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる  
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
  - 日本の関税率  
税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
  - ペルーなど世界各国の関税率  
ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁以降参照)
  - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に撤廃
  - 「B」の品目は段階的に毎年引き下げ・・・発効日に最初の引き下げが行われ、その後は日本、ペルー両国共に毎年4月1日に引き下げられる

## (参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

### ★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

### ★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

### ★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

### ★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm)

「輸入貨物の品目分類事例」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

## (参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

### ★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

### ★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	<a href="http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm">http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm</a>
税関「輸出統計品目表2017年版」	<a href="http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7">http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7</a>
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	<a href="http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/">http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/</a>
税関「輸出入手続きの便利な制度」	<a href="http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a">http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a</a>
税関「輸入申告書」	<a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf</a>
税関「輸入申告書記載要領」	<a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf</a>

HSコードに関するお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261  
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000  
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001  
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372  
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700  
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100  
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100  
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

# 日本の実行関税率表

## 財務省関税局 実行関税率表(2016年6月版)

[http://www.customs.go.jp/tariff/2016\\_6/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm)

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品  
第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在

WTO協定税率

暫定税率

一般特惠税率(GSP税率)

EPA特惠税率

基本税率

特別特惠税率(LDC特惠税率)

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 (Tariff rate)																	単位 Unit					
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN	フィリピン Philippines	スロバキア Slovakia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の鞍馬の鞍馬以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬以外の用途に供する旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																関税割当数量 を以てのも の1頭につき 276,25万円	無税	NO
010.29	その他のもの																							
100	1 鞍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の鞍馬の鞍馬以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬以外の用途に供する旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																	無税	NO
010.20000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010.80000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所: 関税局ウェブサイト

## 関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）	
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）特惠原産地証明書（Form A）が必要	
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

## 日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

# ジェットロ・ウェブサイトからペルーの関税率を調べる

## 世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariff のユーザー登録が必要

⇒ ジェットロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

### 輸出

輸出のコンテンツ一覧

## 世界各国の関税率

このページを印刷する

米国 FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェットロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

### ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェットロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

### 収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率 (WTO協定税率) の他に、GSP (特恵税率) の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税 (付加価値税・売上税・酒税など国により様々) も調べることができます。[詳しく見る](#)

### 初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

### 登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

## WorldTariff

Global trade. Optimized.  
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

### WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

Need to Register?

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [パスワードをリセット](#)

[ログイン](#)

News

- Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice
- More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service  
(24 hours a day, 7 days a week)  
1 866.268.7602  
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters  
FedEx Trade Networks  
6075 Poplar Ave, Suite 300  
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now to access comprehensive customs data. [Learn More](#)

# WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search

クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先  
Peru

品目名  
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 リセット Submit

Peru - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

Section Notes Chapter Notes End Notes

HS Number	Description	UOM	MFN
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS, INCLUDING AGREEMENT SPECIFIC RULES OF ORIGIN FOR 8703.23.90.20		
8703.10.00.00	- Vehicles specially designed for transport of goods		
8703.21.00.10	--- Assembled		
8703.21.00.90	--- Other		
8703.22.10.00	--- Ambulances, motor vehicles		
8703.22.90.10	---- Other assembled		
8703.22.90.20	---- Other		
8703.22.90.90	---- Other		
8703.23.10.00	--- Camperos (4 x 4)		
8703.23.90.10	--- Other assembled		
8703.23.90.20	--- Other		
8703.23.90.90	--- Other		
8703.24.10.00	--- Camperos (4 x 4)	unit	6%

品目別原産地規則

- ①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
  - ②どの税率を適用しているかが表示される
- MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search

クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先  
Peru

品目名  
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 リセット Submit

Peru - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

Section Notes Chapter Notes End Notes

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Note
GST	16%	Basis of assessment is duty paid value.
ISC	Used - 30%	
IPM	2%	Basis of assessment is duty paid value.

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	6%	MFN
Algeria	6%	MFN
Angola	6%	MFN
Argentina	4.2% (70% of MFN)	Acuerdo de Cooperacion Economica
Armenia	6%	MFN
Australia	6%	MFN
Austria	6%	MFN
Azerbaijan	6%	MFN
Bahrain	6%	MFN
Bangladesh	6%	MFN
Bhutan	6%	MFN
Bolivia	6%	MFN
Brazil	3.6%	Peru - Japan Economic Partnership Agreement
Bulgaria	6%	MFN
Canada	6%	MFN
Chad	6%	MFN
China	6%	MFN
Cuba	6%	MFN
Cyprus	6%	MFN
Czechia	6%	MFN
Dominican Republic	6%	MFN
Egypt	6%	MFN
Ecuador	6%	MFN
Egypt (Gulf)	6%	MFN
El Salvador	6%	MFN
Equatorial Guinea	6%	MFN
Ethiopia	6%	MFN
Euro Area	6%	MFN
European Union	6%	MFN
Guatemala	6%	MFN
Hong Kong	6%	MFN
India	6%	MFN
Indonesia	6%	MFN
Israel	6%	MFN
Italy	6%	MFN
Jamaica	6%	MFN
Japan	3.6%	Peru - Japan Economic Partnership Agreement
Jordan	6%	MFN
Kazakhstan	6%	MFN
Kenya	6%	MFN
Kuwait	6%	MFN
Laos	6%	MFN
Lebanon	6%	MFN
Lesotho	6%	MFN
Lithuania	6%	MFN
Luxembourg	6%	MFN
Macao	6%	MFN
Macao (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN
Mozambique	6%	MFN
Mexico	6%	MFN
Mexico (Gulf)	6%	MFN
Moldova	6%	MFN
Morocco	6%	MFN



# EPA特恵税率は譲許表で調べる

## 外務省

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_peru/jyobun.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/jyobun.html)



トップページ > 外交政策 > 経済

### 経済

#### 日・ペルー経済連携協定

協定全文

日本側譲許表

品目別原産地規則

「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」

和文テキスト

- 協定本体(PDF)
- 附属書一(第二章関係) 第二十一条の規定に関する表(PDF)
- 附属書二(第二章関係) 第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置(PDF)
- 附属書三(第三章関係) 品目別規則(PDF)
- 附属書四(第三章関係) 原産地証明(PDF)
- 附属書五(第七章関係) (PDF)
- 附属書六(第七章関係) (PDF)
- 附属書七(第七章関係) 金融サービス(PDF)
- 附属書八(第九章関係) 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束(PDF)
- 附属書九(第十章関係) 政府調達(PDF)
- 附属書十(第十一章関係) ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示(PDF)

「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十六条の規定に基づき」(PDF) 英語(PDF)

英文テキスト

[和文テキスト\(PDF\)](#)

[協定本体\(PDF\)](#)

[附属書1\(第2章関係\) 第21条の規定に関する表\(PDF\)](#)

[附属書2\(第2章関係\) 第20条及び第22条の規定に関連するペルーの措置\(PDF\)](#)

[附属書3\(第3章関係\) 品目別規則\(PDF\)](#)

[附属書4\(第3章関係\) 原産地証明\(PDF\)](#)

[附属書5\(第7章関係\) \(PDF\)](#)

[附属書6\(第7章関係\) \(PDF\)](#)

[附属書7\(第7章関係\) 金融サービス\(PDF\)](#)

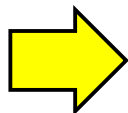
[附属書8\(第9章関係\) 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束\(PDF\)](#)

[附属書9\(第10章関係\) 政府調達\(PDF\)](#)

[附属書10\(第11章関係\) ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示\(PDF\)](#)

[「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との………実施取極」](#)

[英文テキスト](#)



ペルー側譲許表  
Annex 1  
316頁以降

## ペルー側譲許表の見方英文附属書1

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Line	Description	Base Rate	Category	Price band System
8703.100000	-Vehicles specially designed for traveling on snow; golf cars and Similar vehicles	9	A	
8703.210010	--- Assembled	9	B9	
8703.210090	--- Other	9	B9	
8703.221000	--- Four wheel drive (4 x 4)	9	B9	
8703.229010	---- Ambulances, prison vans and hearses	9	B10	
8703.229020	---- Other assembled	9	B9	
8703.229090	---- Other	9	B10	

↑

当該品目のHSコード(上6桁は世界共通)  
輸出実績があれば前回のHSコードを確認  
輸出実績がなければ税関に問い合わせる

↑

日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認

↑

基準税率  
必ずしもMFN税率に  
一致しない  
必ず最新のMFN税率も  
確認する

↑

撤廃までの  
スケジュール  
18頁参照

↑

注釈20頁参照

## ペルー側譲許表4欄(区分)

4欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
B <sub>n</sub>	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n = 3、4、5、7、9、10、15、16 初回: 協定発効日、次回以降: 毎年4月1日
R	協定発効後、5年目に関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

## ペルー側譲許表5欄

第5欄にアスタリスク(\*)が表示された品目はペルー国内法2001年6月1日付けSupreme Degree No. 115-2001-EFとその改定にて設定されたPrice Band System(価格帯制度)の対象品目である(対象品目: 砂糖、米、牛乳など)

(注) 中古品に対するペルーの措置(詳細は附属書1第3編第1節の4、附属書2参照)

次の品目はEPA特惠関税の対象外とする

- (a) 中古の衣類及び履物
- (b) 中古車並びに中古の自動車用のエンジン、部品及び補充品
- (c) 中古のタイヤ
- (d) 放射線物質をエネルギー源として使用する中古の産品、機械及び設備

## 日本側譲許表4欄(区分)

4欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
B <sub>n</sub>	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な 関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n=3、5、7、10、15、16 初回：協定発効日、次回以降：毎年4月1日
P	協定の発効日から不均衡な関税引き下げ、 または撤廃	協定発効日から関税引き下げ品目 対象品目：ます、かつお、きはだまぐろ、めかじき等
Q	関税割当	割当数量枠内減免税 対象品目：アルコールを含まない飲料製造・菓子製造 用とうもろこし、トマトケチャップ等
R	協定の発効後、5年目に関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

## 「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例)レモンジュース(しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの)  
 HS2009.39  
 日本側譲許・・・B5(5年6回の毎年均等な引き下げによる関税撤廃)  
 協定税率(MFN税率)・・・6.0%

協定税率(MFN税率)6.0%

ペルーは日本の一般特惠税率受益国であり、一般特惠税率対象品目については、一般特惠税率(GSP税率)が基準になる(注)が、レモンジュースは一般特惠税率対象品目ではない。

### X年目の税率の計算

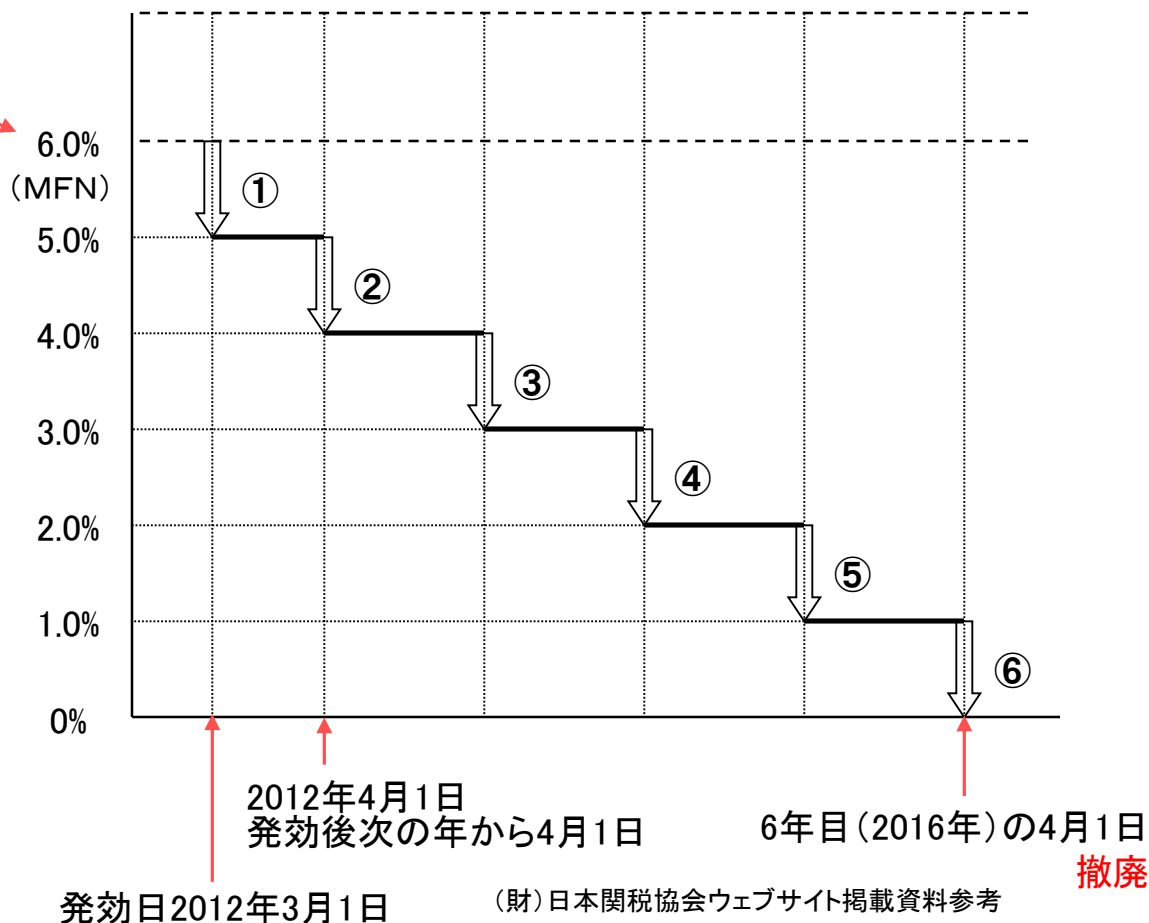
1回目の削減幅

$$6.0 \div (5+1) = 1.0$$

X年目の税率

$$6.0 - (1.0 \times X)$$

(注)一般特惠税率は協定発効後EPA  
 特惠関税によってかわる(45頁参照)





## 日本側譲許表5欄(注釈)-2

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
g	<p>(i) 関税割当は次の規定に従って行う</p> <p>(A) 割当数量: 1年目3,500トン、2年目4,000トン、3年目4,500トン、4年目5,000トン、5年目及びそれ以降の各年5,500トン</p> <p>(B) 枠内税率: (aa) 表の第2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については3.6% (bb) 表の第2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については6.8% (cc) 表の第2欄に3個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については7.6% (dd) 表の第2欄に4個の星印(****)を付した品目に分類される原産品については10.7% (ee) 表の第2欄に5個の星印(*****)を付した品目に分類される原産品については19.1% (ff) 表の第2欄に6個の星印(*****)を付した品目に分類される原産品については1及び2年目10.7%、 3年目及びそれ以降の各年8.2%</p> <p>(C) 輸出国管理方式: 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国は発給する関税割当の証明書により行う</p> <p>(ii) 表の第5欄に「(g)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当により輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外する</p>
h	<p>(i) 関税割当は次の規定に従って行う</p> <p>(A) 割当数量: 1年目1,500トン、2年目3,000トン、3年目4,500トン、4年目5,500トン、5年目及びそれ以降の各年6,500トン</p> <p>(B) 枠内税率: 無税</p> <p>(C) 輸入国管理方式: 関税割当は輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う</p> <p>(ii) 表の第5欄に「(h)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当により輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外する</p>

(注) 輸出国管理方式: 輸出国が発給する証明書に基づき、輸入国が割当を行う方式  
 輸入国管理方式: 輸入国が割り当てを行う方式

## 日本側譲許表5欄(注釈)-3

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
i	<p>(i) 関税割当は次の規定に従って行う</p> <p>(A) 割当数量: 1年目500トン、2年目1,000トン、3年目2,000トン、4年目3,000トン、5年目及びそれ以降の各年4,000トン</p> <p>(B) 枠内税率: 無税</p> <p>(C) 輸入国管理方式: 関税割当は輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う</p> <p>(ii) 表の第5欄に「(i)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当により輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外する</p>
j	<p>(i) 関税割当は次の規定に従って行う</p> <p>(A) 割当数量: 各年100トン</p> <p>(B) 枠内税率: 無税</p> <p>(C) 輸出国管理方式: 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国は発給する関税割当の証明書により行う</p> <p>(ii) 表の第5欄に「(j)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当により輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外する</p>
k	<p>(i) 関税割当は次の規定に従って行う</p> <p>(A) 割当数量: 各年10トン</p> <p>(B) 枠内税率: 無税</p> <p>(C) 輸出国管理方式: 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国は発給する関税割当の証明書により行う</p> <p>(ii) 表の第5欄に「(k)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当により輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外する</p>

(注) 輸出国管理方式: 輸出国が発給する証明書に基づき、輸入国が割当を行う方式  
 輸入国管理方式: 輸入国が割り当てを行う方式



日本側譲許表5欄(注釈)-4

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
G	2009年4月1日における実行最恵国税率が、基準税率に代わって適用される
*	協定に基づく関税上の特惠待遇を受けるために「品目証明書」をつけるものとする 対象品目：冷凍いかのうち、アメリカおおあかい(全形又は断片上、1個1kg以上のもの)(HS0307.99) その他の植物性油脂・分別物のうち、サチャインチ油(HS1515.90) 調整・保存処理をしたその他の野菜(無加糖、豆)農地、緑豆、ひよこ豆、ひら豆(HS2004.90)

(注)関税割当に関する証明書、品目証明書については附属書1第2編第3節「関税割当て及び品目証明書に関する運用上の手続き」

日ペルーEPA協定 附属書1(第2章関係、第21条の規定に関する表) 第2編

第3節 関税割当て及び品目証明書に関する運用上の手続

第3条 品目証明書

- 1 日本国の表の5欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品について、この 附属書に従って関税上の特惠待遇を要求する輸入者は、輸出締約国によりそれぞれの輸出について発給された証明書を輸入締約国の税関当局に提出する。
- 2 輸出締約国の発給当局により発給された衛生についての証明書(注: health certificate)又は輸出締約国の発給当局により正当に認証されたその写しにおいて産品を特定する詳細の欄に次の事項が記入されている場合には、当該証明書又は当該写しは、品目証明書として用いられる。
  - (a) 1に規定する原産品が分類される品名であって、日本国の表の2欄に定めるもの
  - (b) 仕入書の番号及び日付

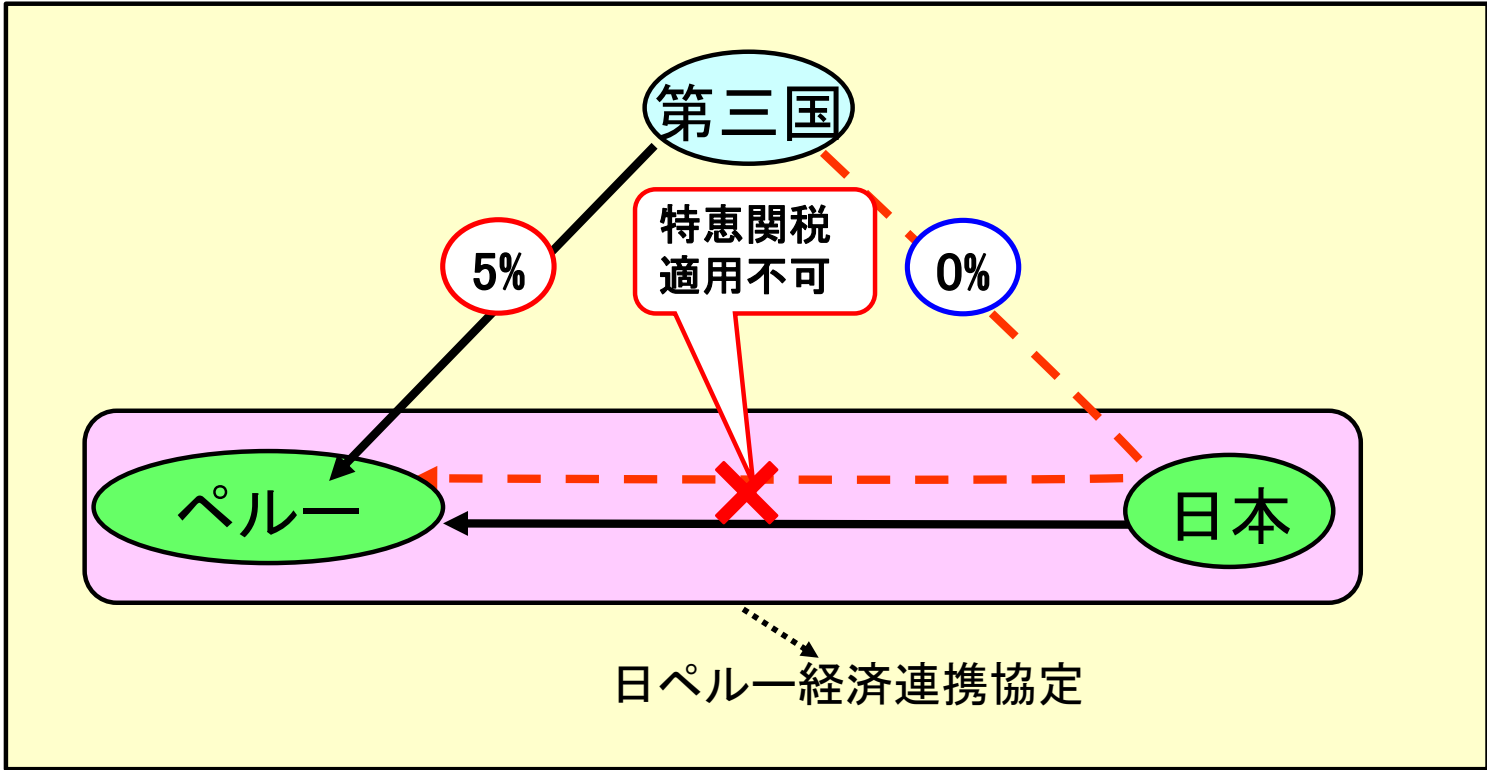
(注)課税価格が20万円以下の場合：税関から求めがある場合に輸入者は税関に品目証明書を提出する

出所：税関「日ペルー経済連携協定について」一部抜粋

## EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本ペルー経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り適用される**。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からペルーに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



## 原産品判定基準(1)

原産地規則を満たしている商品は「原産品」であり、次のいずれかの商品は、商品の締約国「原産品」である

(1) 完全生産品

当該締約国の領域において得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される商品

(注) 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される商品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 付加価値基準

(3)-2 関税分類変更基準

(3)-3 加工工程基準

## 原産品であることを判定する主な基準

輸出産品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定に定められている。具体的にはHSコードを特定し、利用する経済連携協定の品目別規則(日本ペルー経済連携協定の場合、附属書3)に規定されている対象輸出産品に要求する原産地規則を調べる。原産地証明書は、輸出産品がこの基準を満たしていることを審査し、基準を満たしていれば発給される

	概 要	適用される産品例
(1) 完全生産品	締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品	当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品	非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める <b>実質的変更基準</b> を満たすものであって、3つの実質的変更基準がある	鉱工業品 日本ペルー経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	
(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業又は 技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工が行われたことをもって原産品とする	
品目別規則		繊維製品: 日本ペルー経済連携協定では、衣類の場合、裁断、縫製などが必要 鉱物性燃料等: 日本ペルー経済連携協定では、一部の石油及び歴青油(HS2710.11-19)に蒸留工程を指定した加工工程基準あり トランジスター、ダイオード、集積回路等: 日本ペルー経済連携協定では、トランジスター、ダイオード、集積回路等に拡散工程を指定した加工工程基準がある(次頁参照)

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

## 原産地規則(附属書3 品目別規則の見方)

第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

8541	ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス、(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない)を含む)、発光ダイオード及び圧電結晶素子
8541.10-8541.50	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第8541.10号から第8541.50号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">原産資格割合が50%以上であること又は、</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">締約国において拡散工程を経ること</div>
8541.60-8541.90	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第8541.60号若しくは第8541.90号の産品への他の項の材料からの変更又は、</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">原産資格割合が50%以上であること</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(第8541.60号又は第8541.90号の産品への関税分類の変更</div>
8542	集積回路
8542.31-8542.39	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第8542.31号から第8542.39号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">原産資格割合が50%以上であること又は、</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">締約国において拡散工程を経ること</div>

加工工程基準

付加価値基準

関税分類番号変更基準

8541.10-8541.50、8542.31-8542.39は号の関税分類番号変更基準又は50%以上の付加価値基準、拡散工程の加工工程基準の何れかを満していれば原産品である

8541.60-8541.90は項の関税分類変更基準又は50%以上の付加価値基準を満していれば原産品である

(原文は縦書き)

## 原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

- ★ 発給機関: (日本側)日本商工会議所  
(ペルー側)通商観光省 Ministry of Foreign Trade and Tourism
- ★ 提出時期: 輸入申告時
- ★ 有効期間: 1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス: 受け入れ可
- ★ 遡及発給: あり
- ★ 再発給: あり
- ★ 一般特惠(GSP)の原産地証明書(Form A)の代用は不可
- ★ 原産地証明書の提出を必要としない場合
  - ・課税価額の総額が1,500USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合(日本:20万円)
  - ・輸入締約国が原産地証明に関する義務を免除した輸入締約国の原産品の輸入

出所: 日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

## 企業登録申請に必要なデータ

### <企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

### <個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書  
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

## 原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
  - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
  - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
  - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
    - ①付加価値基準
    - ②関税分類変更基準
    - ③加工工程基準
    - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書（発給申請の手引き）」より一部抜粋）



## 原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報               | 氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等                                      |
| (2) 輸出者に係る情報:                | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等   |
| (3) 輸入者に係る情報:                | 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等  |
| (4) 原産品判定番号:                 | HSコード、原産品名  |
| (5) 輸送手段:                    | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)  |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報            | CE 番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法            | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取   |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある |   |

# 特定原産地証明書記載事項

## 日本商工会議所

特定原産地証明書発給申請マニュアル事前準備

編73頁

[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_preparation.pdf](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf)

① 日ペルー協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: ① 輸出者の名称(漢字・カタカナ・英語併記) 住所(漢字・カタカナ・英語併記) 国名(漢字・カタカナ・英語併記)		Certificate No. ② 証明書の番号	Page number / ③ ページ番号
2. Producer's Name, Address and Country: ④ 製造者の名称(漢字・カタカナ・英語併記) 住所(漢字・カタカナ・英語併記) 国名(漢字・カタカナ・英語併記)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
3. Shipper's Name, Address and Country: ⑤ 船主の名称(漢字・カタカナ・英語併記) 住所(漢字・カタカナ・英語併記) 国名(漢字・カタカナ・英語併記)			
4. Consignee's Name, Address and Country: ⑥ 輸入者の名称(漢字・カタカナ・英語併記) 住所(漢字・カタカナ・英語併記) 国名(漢字・カタカナ・英語併記)			
5. Item number (as necessary), Marks and numbers, Number and kind of packages, Description of goods, HS tariff classification number(s) (digit) ⑦ 品名(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号(例) 1501000000		6. Origin criterion ⑧ 特恵基準	7. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measure (Gross, of, etc.) ⑨ 重量(粗重/淨重) 数量(数量単位等)
8. Marks and numbers (as necessary) ⑩ 記号・番号(必要に応じて)		9. Date of issue ⑪ 発給年月日	10. Issue number(s) and date(s) ⑫ 発給番号(複数)及び発給年月日
11. Declaration by the exporter: ⑬ 輸出者の宣言		12. Certification: ⑭ 証明	

The screenshot shows the JCCI website interface. At the top, there's a navigation bar with 'EPAに基づく特定原産地証明書発給事業' and 'マニュアル' (Manual) highlighted. Below, a flowchart titled '特定原産地証明書発給申請の手引き' (Guidelines for Certificate of Origin Application) shows 7 steps: 1. Product registration, 2. EPA tariff classification, 3. Product registration, 4. Product registration, 5. Application, 6. Issuance, 7. Issuance. To the right, there's a sidebar with 'マニュアル' (Manual) and 'お客さまサポート' (Customer Support) sections.

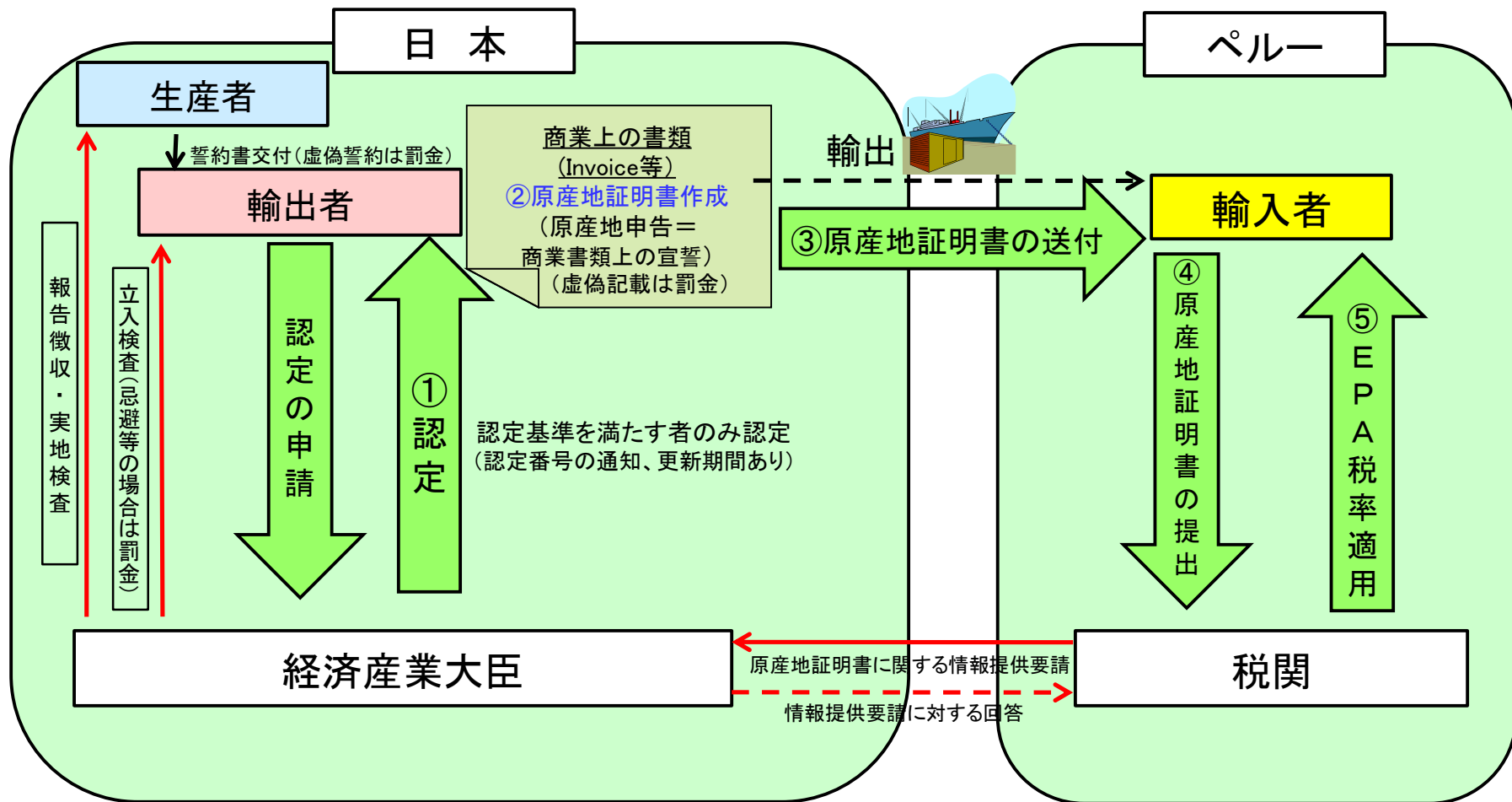
# 特定原産地証明書記載事項

## 税関

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/peru/kisaiyouryou.pdf>

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者（ペルーに所在し、ペルーから産品を輸出する者）の名称、住所及び国名</p>	<p>Certification No.</p>	<p>Page number /</p>	
<p>2. Producer's Name, Address and Country:</p>	<p><b>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in</b></p> <p>生産者の名称、住所及び国名</p> <p>2以上の生産者の産品が含まれる場合には、第5欄に記載する産品との関連を特定した他の生産者の名簿（名称及び住所を含む）を添付。</p> <p>秘密にしておきたい場合には、“AVAILABLE TO THE RELEVANT AUTHORITY UPON REQUEST”と記載してもよい。</p> <p>生産者と輸出者とは同一である場合には、“SAME”と記載。</p>		
<p>3. Importer's Name, Address and Country: 輸入者（日本に所在し、日本に産品を輸入する者）の名称、住所及び国名</p>			
<p>4. Transport details (means and route) (as far as known): Date of Shipment: Name and No. of Vessel/Flight: Port of loading: Port of discharge: 船積日（B/L又はAWBの日付）、船舶の名称・番号、フライト番号、船積港、通過港及び荷揚港を分かる範囲で記入。  <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">遡及発給の場合、船積日を記載</span></p>	<p>5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits) 産品毎の品番（必要に応じて）、記号・番号、包装の個数・種類、産品名及びHS番号（2007年版）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産品毎にHS6桁レベルでのHS関税分類番号を記載しなければならない。</li> <li>産品名の記載は産品の仕入書における品名とHS関税分類を十分関連付けられるようにする。</li> <li>品目別規則の品名に特段の記載のある産品について当該品目別規則が適用される場合には、当該特段の記載を本欄に記載する。</li> <li>産品が梱包されていない場合には、“IN BULK”と記載する。</li> </ul>		
<p>6. Origin criterion 原産地基準 (a), (b)又は(c)のいずれか1つを必ず記載。  原産地規則は、協定第3章及び協定附属書3に規定される。</p>	<p>7. Weight (gross or net), quantity (quantity unit) or other measures (liters, m3, etc) 重量、数量、その他の数量値  例えば、グロス重量又はネット重量</p>	<p>8. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付  原則として日本への輸入に用いられるインボイス（第三国インボイスを含む。）の番号・日付。ただし、第三国インボイスの番号・日付が不明の場合には、輸出者が発給するインボイスの番号・日付。</p>	
<p>9. Remarks:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遡及発給される場合には、発給当局は第9欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」、第4欄に船積日を記入。</li> <li>協定第56条の規定に従って（紛失等の理由により）「再発給」される場合には、第9欄に“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER_DATED_”を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</li> <li>原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合              ⇒原産地証明書の発給時に第三国発行インボイス番号が判明している場合              第9欄に「当該産品のインボイスが第三国で発行される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。              ⇒原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合              第9欄に「輸入締約国への輸入のため当該産品に対し別のインボイスが第三国で発行される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。</li> </ul>			
<p>10. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate; - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: Signature of authorized signatory: Name (printed):</p>	<p>11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Compstent authority of certification body: ・日付（原則として船積みの時まで⇒それより後の発給を遡及発給として扱う。） Stamp: 押印（電子的印刷でも可） Place and Date: Name (printed): 署名（自署又は電子的印刷）</p>		
<p>輸出者（又は代理人）による記入。 ・ 証明書申請の日付 ・ 署名（自署又は電子的印刷）</p>			

# 認定輸出者自己証明制度とは？



出所: 経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」より一部抜粋

## 認定輸出者に係る認定基準の概要

認定輸出者は原産地証明書を的確に作成できる「知識」と「能力」を有するものとして、基準を満たす輸出者を経済産業省が認定する。その基準は協定の認定輸出者条件に照らして経済産業省令で具体的に規定している（原産地証明法施行規則第14条）

1. 認定申請者が第1種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること  
日スイス、メキシコ、ペルー協定では、当面、半年で8回以上の指定発給機関から、これまで日本が締結してきたEPA締約国向けを含む特定原産地証明書の受給実績があることが要件
2. 原産地証明書の作成を適確に行うために必要な社内体制を有していること
  - ①「原産地証明書作成担当者」の配置  
これまでの特定原産地証明書発給申請または原産品判定依頼の実務経験がある者が配置されていること
  - ②「法令業務責任者」の配置  
原産品に係る資料・情報等書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等を適確に行う者が配置されていること
  - ③「統括責任者」の配置  
社内の証明書作成業務全体を統括管理する者を指す  
①及び②の者に対する指揮監督権限が明確化、あるいは、連絡・連携体制が整備されていることが要件  
（上記①～③の者は、同一事務所内に全員が勤務していることも、また、一人が全て兼務することも可能）
  - ④「経済産業省との連絡体制」を整備していること
  - ⑤「生産者との連絡体制」を整備していること  
（④～⑤は相手国や経済産業省からの情報提供要請や立入検査等に対応するため、社内および生産者との適切な情報収集・協力体制ができていることが要件）

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

# 認定申請手続き-1

1. 申請対象者：輸出者  
 現時点では、スイス、メキシコ、ペルー向け輸出のみ利用可能

2. 認定申請書類：認定申請書と添付書類

(1) 認定申請書の記載事項（申請手引きの記入例参照）

- ・ 輸出する物品の品名および関税番号
- ・ 生産者から誓約書をもらう場合の当該生産者の氏名
- ・ 認定基準に適合している旨の説明 等
  - \* 証明書作成業務に係る社内運営体制および方法
  - \* 統括責任者・法令業務責任者・証明書作成担当者各々の適格性
  - \* 経済産業省からの照会等に対する社内連絡体制
  - \* 生産者との連絡・協力体制の構築状況 等

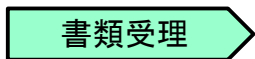
(2) 添付書類

- ・ 定款、登記事項証明書および役員の氏名・略歴
- ・ 原産地法の欠格条項に該当しない旨の誓約書
- ・ ペルー協定および原産地法の規定を遵守する旨の誓約書 等

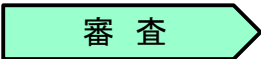
3. 申請の受付および審査

① 申請受付は、経済産業省原産地証明室にて

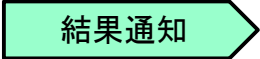
② 認定申請は、書面及びヒアリングでの審査



申請書類を原産地証明室で受付  
書類の不備などを確認後受理



提出書類に基づき書類審査  
審査過程で対面でのヒアリング実施



受理後、原則30日程度を目途に審査  
審査結果を申請者に通知

③ 認定した場合には、申請者に認定番号を付与

出所：経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

## 認定申請手続き-2

### 4. その他

#### (1) 登録免許税の納付

- ・登録免許税法により、認定を受けた者に対して登録免許税(9万円)が課税される
- ・納付方法は、認定後1カ月以内に、銀行や郵便局等に備え付けの納付書で現金を納付し、領収書を経済産業省原産地証明室に提出
- ・認定更新時には課税されない

#### (2) 認定後の手続きについて

##### ★変更の届出

- ・認定申請時から、
  - a 「氏名又は名称及び住所」に変更があった場合には、遅滞なく、
  - b 「証明書作成を行う事務所の所在地」や「輸出する物品の品名」に関し変更する場合には、あらかじめ、経済産業省原産地証明室に届出が必要

##### ★認定の更新

- ・認定の有効期間は3年。3年ごとに認定の更新手続きが必要
- ・更新時に実費を勘案した更新手数料を納付する必要あり  
(窓口申請 5,000円、電子申請 4,500円)

出所: 経済産業省原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続きについて」

#### 参考

- (1) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室「認定輸出者自己証明制度に係る認定申請手続について」  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/approved\\_exporter\\_procedure.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/approved_exporter_procedure.pdf)
- (2) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者自己証明制度に係る認定申請等の手引き」  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/approved\\_exporter\\_guidance.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/approved_exporter_guidance.pdf)
- (3) 別添(認定申請書の記入例)  
<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g90827b08j.pdf>

## 原産地申告の申告文

Invoice他商業上の書類に以下の原産地申告文を記載する。(この申告文に対する個別署名は不要、Place and Date記載は同一書類上に別途記載があれば不要)

“The Exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (製品の原産地、Japan or Peru) preferential origin under Japan –Peru EPA/Peru-Japan EPA”

\_\_\_\_\_  
(Place and date)

### 訳文と根拠規定：

「この文書の対象となる製品の輸出者(認定番号)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地(原産地記載)が特惠に係る原産地であることを申告する」という英文での原産地申告の申告文の記載をする  
(協定第57条、附属書4のText of Origin Declaration)

(注) Invoice他商業上の書類は関係する製品について特定できるよう十分詳細に記述されたものであることが必要

出所：財務省関税局業務課「日ペルー経済連携協定 原産地規則の概要」



## 第2種原産地証明書の例

Marumaru Motorcycle Co., Ltd.  
1-12-32 Alasaka, Minato-ku,  
Tokyo 107-6006, Japan  
Phone: 81 (3)35825171 Fax: 81 (3)35825662

Tokyo, May 1, 2016  
Invoice No. JTR-0023TM

### Invoice

BUYER:  
Kadoka Trading Co., Ltd.  
Av. Victor Andres Belaude 147  
Edificio Real Uno Of. 702 San Isidro  
Lima PERU

Contract No.: JTOTM-00186X

Payment: Irrevocable Letter of Credit  
No. THK-00257H at sight in favor of us issued by UBS AG

Shipped per: "Ocean Blue"  
From Tokyo, Japan to Lima, Peru

Case Mark & Nos.	Description	Q'ty	Unit price	Amount, CIF Lima
KTC Lima JTOTM-00186X CASE No.1-3 MADE IN JAPAN	Motorcycle Model No.MMC-NYS232 with piston engine of cylinder capacity 50cc	<u>20 units</u>	US\$853.00	US\$17,060.00
			<u>Total: US Dollars17,060.00</u>	

"Freight Collect"

"The exporter of the products covered by this document 2384675 declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential Origin" under Japan-Peru EPA"

\_\_\_\_\_  
Luca Jacob  
Managing Director  
Marumaru Motorcycle Co., Ltd.

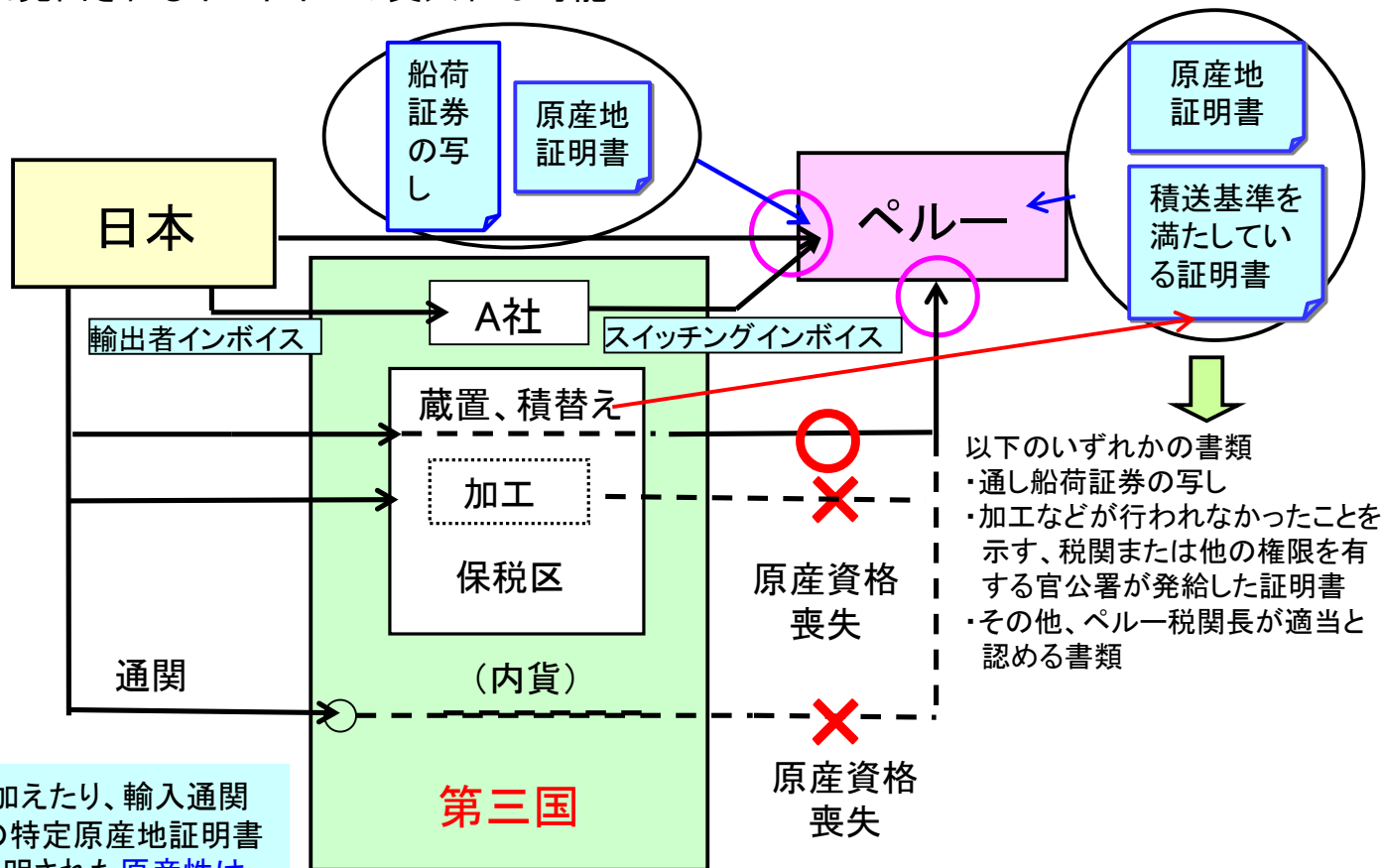
E.&O.E.

## (参考)世界の原産地証明制度

分類		制度概要	FTAの事例
<b>第三者証明制度</b>		輸出者が第三者機関(政府または指定機関)に対して、輸出商品が原産地規則を満たしていることを証明する情報を提供し、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、特定原産地証明書を発給する制度	日本-シンガポール、日本-メキシコ、日本-マレーシア、日本-タイ、日本-チリ、日本-インドネシア、日本-ブルネイ、AJCEP、AFTA、中国-ASEAN、韓国-ASEAN、シンガポール-インド等
<b>ハイブリッド型</b>	<b>認定商品制度</b> (当初、第三者証明、その後は一定期間に限り、インボイス・デクラレーション)	全ての輸出者に対し、最初の輸出時には第三者機関が商品の原産性を認定、その後一定期間は、輸出ごとに原産地証明書を取得することは不要	EU-EFTA(スイスを除く)、EU-メキシコ、EU-チリ、EFTA-メキシコ、EFTA-チリ等
	<b>認証輸出者制度</b>	政府または指定された第三者機関によって認定された輸出者に対し、自己証明制度やより簡単な申請方法を適用する制度。認証輸出者以外に対しては、第三者機関による判定が必要	EU-EFTA(スイスを除く)、EU-メキシコ、EU-チリ、EFTA-メキシコ、EFTA-チリ、日本-スイス、日本-メキシコ、日本-ペルー、EU-韓国等
<b>自己証明制度</b>		全ての輸出者が、自らの責任で原産性を証明する制度	NAFTA、米国-豪州、米国-シンガポール、P4、シンガポール-NZ、メキシコ-チリ、タイ-NZ、米国-韓国
<b>自己申告制度</b>		輸出者、生産者または輸入者が原産品申告書を作成し、輸入者がEPA税率を適用して輸入申告する際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類を輸入国税関に提出する制度	日本-豪州(第三者証明制度も適用)

# 積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送ともいわれ、輸出国から輸入国まで対象商品の原産性を維持したまま輸送する事を要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

## 一般特惠（GSP）税率適用品目の扱い

GSP税率適用対象品目のほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、当該品目は日ペルー特惠原産規則における原産地証明書が必要になる

GSP原産地規則における原産地証明書



日ペルー特惠原産地規則における原産地証明書

2016年4月1日現在、日ペルーEPA特惠税率の対象外（除外、再協議）であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は74品目ある。これら品目は、従来のGSP原産地規則における原産地証明書（Form A）が必要。

（参照）税関「一般特惠税率の適用が可能な品目（対ペルー）」

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/tokkei/peru.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/peru.pdf)



## 関連マニュアル等

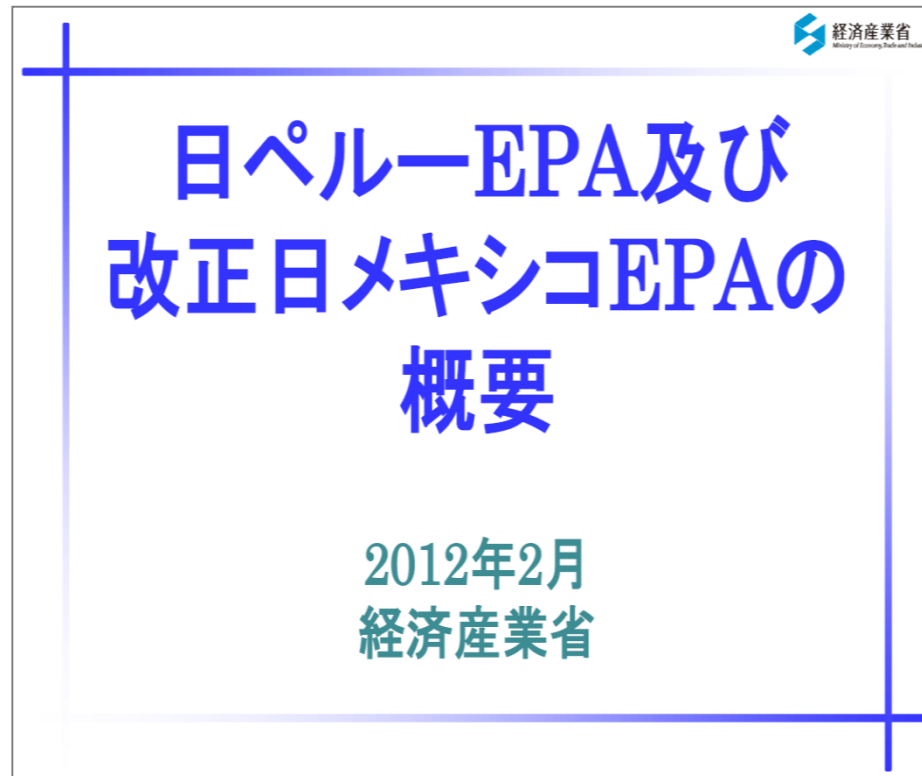
### 原産地規則の概要 財務省関税局業務課編

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/p  
eru/shiryou\\_gensanchi.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/p<br/>eru/shiryou_gensanchi.pdf)



### 日ペルーEPA及び改正日メキシコEPAの概要 経済産業省編

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/jpep  
a\\_seminar\\_meti.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/jpep<br/>a_seminar_meti.pdf)



# 本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

**不許複製 禁無断転載**